



新型コロナウイルスに関する支援事業

6月20日現在

越生町の支援事業をまとめました。
町ホームページに詳しく記載されていますのでご覧ください。

10万円の給付には申請が必要です！

町民の方への支援

●住民税非課税世帯等に対する臨時給付金 (新型コロナウイルスに関する支援事業)

対象世帯
令和4年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)。申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。
申請期限 9月30日(金)まで
支給額 1世帯あたり10万
健康福祉課 福祉担当
☎内線113

●食料を支援します

新型コロナウイルスに感染し自宅療養している方や、陽性者の濃厚接触者として、保健所から自宅待機を求められており、食料など生活必需品の調達に不自由されている方を支援するため、食料などを無料でお届けします。
健康福祉課 福祉担当
☎内線113

●傷病手当金の支給

国民健康保険被保険者の方が感染または感染が疑われる場合に、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部の支払いを受けることができなくなった場合に傷病手当金を支給します。
町民課 国保年金担当
☎内線123

●水道料金等の相談

水道課 庶務担当
☎292-3002

●介護保険料の減免

健康福祉課 高齢者介護担当
☎内線116

●国民健康保険税の減免

町民課 国保年金担当
☎内線123

コロナウイルスについて聞きたい

●相談室を開設しています

新型コロナウイルスに関する相談室を開設しています。
保健センター
☎292-5505

ワクチン接種についての予約・相談

●越生町コロナワクチンコールセンターへ
越生町コロナワクチン接種については、越生町コロナワクチン予約サイトまたは、越生町コロナワクチンコールセンターでご予約いただけます。
越生町コロナワクチンコールセンター
☎048-658-7717(平日午前9時～午後5時まで)
越生町コロナワクチン予約サイト
🌐<https://jump.mrso.jp/113271/>(24時間受付)

ワクチン接種後の副反応等の相談

新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応等について専門的な知識を有する看護師や医師などが24時間体制で相談に応じています。
埼玉県新型コロナウイルス専門相談窓口
☎0570-033-226(24時間対応)
土日祝日も対応
(聴覚障がいの方向けファックス番号)
☎048-830-4808)

URL www.town.ogose.saitama.jp/i/

▶越生町ホームページ
QRコード



マイナンバーカード申請・マイナポイント第2弾申込み サポート実施中 お気軽にご利用ください

マイナンバーカード申請サポート

役場1階町民課窓口では、マイナンバーカードの申請のサポートを実施しています。

令和4年9月末までは、梅園コミュニティ館でも、サポートしています。

場所 役場1階 町民課窓口
受付時間 平日 午前8時30分～11時30分
午後1時～5時
土曜日 午前8時30分～11時30分

場所 梅園コミュニティ館
受付期間 9月まで
受付時間 平日 午前9時～11時30分
午後1時～3時30分

・7月は、土曜日の午前中(午前9時～11時30分)もサポートします。

申請に必要なもの

- ・本人確認書類(AまたはB)
A: 運転免許証、パスポート、在留カード等のうち1点
B: 健康保険証、年金手帳、医療費受給者証、学生証等のうち2点
 - ・写真撮影のため、申請者ご本人が来庁してください。
- ※マイナンバーカードの受け取りは、暗証番号設定のため役場1階町民課窓口になります。



マイナポイント第2弾申込みサポート

役場1階町民課窓口では、マイナポイント申込みのサポートを実施しています。

場所 役場1階 町民課窓口
受付時間 平日 午前8時30分～11時30分
午後1時～5時
土曜日 午前8時30分～11時30分

マイナポイント第2弾とは

- 対象となるキャッシュレス決済サービス(電子マネーやクレジットカード、QRコード決済など)で使える最大20,000円分のマイナポイントがもらえます。
- ①マイナンバーカードを取得し、キャッシュレス決済の登録後、キャッシュレス決済を使った分に対して25%のポイント付与 最大5,000ポイント
 - ②健康保険証としての利用申込み 7,500ポイント
 - ③公金受取口座登録 7,500ポイント

対象者

- マイナンバーカードをお持ちの全ての方
- ※①のマイナポイントは、すでにマイナポイント第1弾で5,000円分のポイントもらった方は対象外です。
- ※マイナポイント第2弾は、令和4年9月末までに申請したマイナンバーカードをお持ちの方が対象です。
- ※マイナポイントの申込み期限は令和5年2月末です。

申込みに必要なもの

- ・マイナンバーカード(暗証番号もお忘れなく)
 - ・キャッシュレス決済サービスID・セキュリティコードがわかるもの(カードやスマートフォンなどですが、キャッシュレス決済サービスにより異なりますのでお問い合わせください)
 - ・口座番号がわかるもの(通帳やキャッシュカード)
- ※ご本人確認のため、ご本人が来庁してください。
未成年の方は、マイナポイントの申込みは法定代理人(保護者等)ができませんが、マイナンバーカードの申請や受け取りは、ご本人が来庁してください。

健康福祉課住民担当 ☎内線124・125